

編集/組織広報部 東京都千代田区平河町1-8-13 NO.200 H22.4.2 TEL:03-3222-3808 FAX:03-3222-3640 http://www.tokyo-fudousan.or.jp

◆「不動産相談室」を開設しました!

平成21年度定時(平成22年度予算)総会(3月23日(火)開催)におきまして、 社団法人東京都不動産関連業協会は今後「一般社団法人」に移行し、会員支援事業を 中心とした事業を進めていくことが可決承認されました。(一般社団法人の移行手続 きが完了するまではこれまで同様「特例民法法人」として協会運営を行います。) そこで、会員支援事業の一環としまして、年々増加の一途を辿っております会員の皆 様からの各種相談に対応するため「不動産相談室」を開設する運びとなりました。会 員の方は無料でご利用できます。ベテランの宅建主任者や不動産業に精通した弁護士 が対応いたしますので、お気軽にお問い合わせください。なお、相談場所は交通の利 便性を考慮し、新宿(東京都庁の側)に設置させていただきました。

なお、「不動産相談室」の概要は下記のとおりです。

相談開始日:平成22年4月2日(金)13:00~

相談日時 宅建業法に関する相談(重要事項説明、手付金、媒介報酬等)

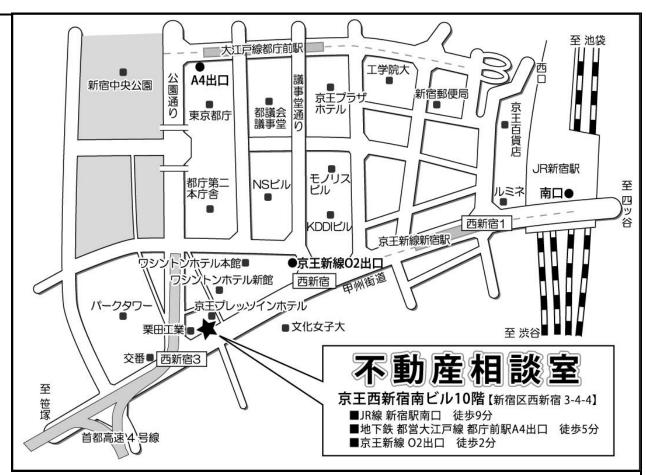
毎週月曜日と金曜日(祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く) 午後1時から午後4時

法律に関する相談(契約解除、相続、瑕疵担保責任、敷金精算等) 毎週木曜日(祝日、年末年始、お盆、GW期間中を除く) 午後1時から午後4時

電話番号 03 (5909) 1371 (相談室専用電話)

(FAX番号は03 (5909) 1372)

※相談応対は原則電話にて行います。 電話による回答が難しい場合等は来所いただくことがあります。





【よくある相談例】

物件の瑕疵に関する事項(瑕疵担保責任、事故物件の説明等)/敷金精算に関する事 項/転貸借契約に関する事項(サブリース業者の賃料(マスターリース賃料)の不払、 原賃貸借契約の終了と転借人の関係)/賃料の滞納と契約解除ないし明渡請求の手続/ 新法、改正法等に関する事項(住宅瑕疵担保履行法、中間省略的直接登記、賃貸住宅 紛争防止条例、個人情報保護法)/借地に関する事項(借地権付建物の譲渡、借地契 約の更新)/取引当事者の倒産に関する相談/投資用マンションに関する相談/ 建築請負契約に関する相談(建物の瑕疵(雨漏り、施工不良等)請負業者の倒産)